

1 策定の目的

(1) 現状と課題

小笠原諸島は東京から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に点在し、その海域は日本の経済水域の約3分の1を占める。各島は、誕生してから大陸とつながったことがなく、生態学的にみても、固有種、稀少種の生物の種数も多く生息する島々で、いわば自然の宝庫である。現在、国、東京都、小笠原村は、このような小笠原の自然環境を人類共通の財産として、保護、継承していくために、世界自然遺産としての登録を目指しているところである。

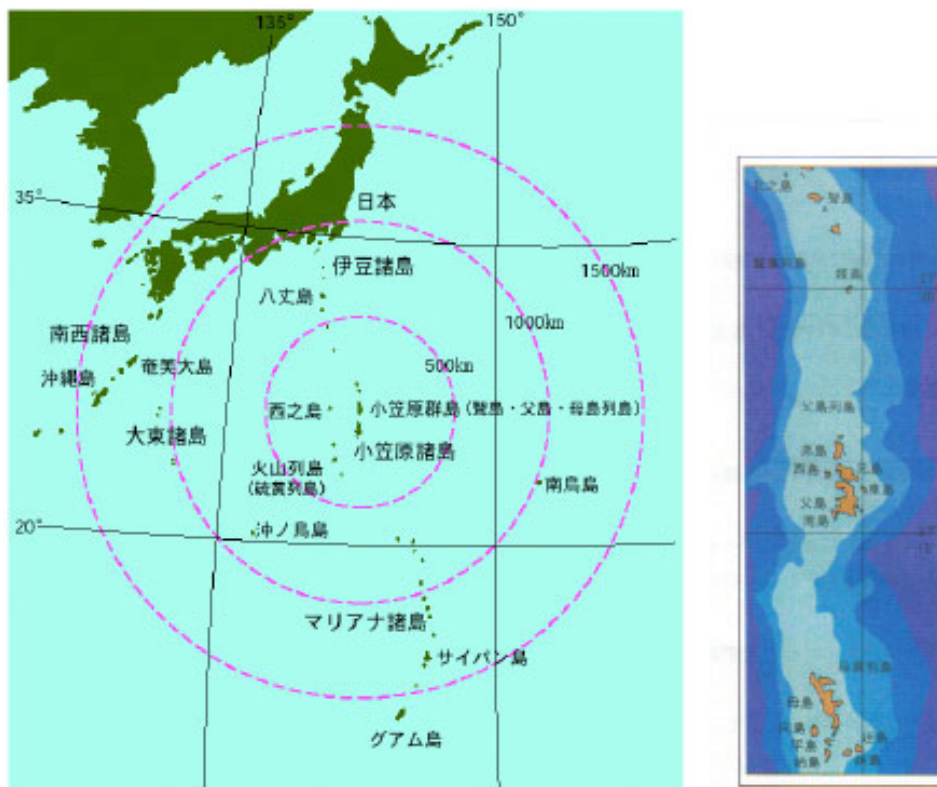
本諸島の沿革は、古くは小笠原貞頼による発見が伝えられているが、19世紀前半の捕鯨目的等による欧米人などの定住、19世紀後半の八丈島等からの移住者による開拓、日本領土としての宣言、そして東京府への編入と続く。その後、太平洋戦争による島民の本土への強制疎開、戦後の米国による統治を経て、昭和43年の我が国への返還となる。

以来、復興、振興事業により多くの生活基盤、産業基盤が整備され、着実に島民の生活環境の向上が図られてきた。しかし、その一方で、小笠原らしさを意識したまちづくり、あるいは自然や周辺環境との調和を意識した施設整備等は、十分に組み込まれてこなかったことから、用途混在の土地利用や周辺との調和を欠いた色彩の建築物の設置などといった状況も散見される。

今後、世界自然遺産登録をはじめ、高速交通アクセス手段の確保や観光振興策の充実等に伴い、魅力ある小笠原の自然を求める多くの観光客の来訪が期待される状況の中、このような課題への適切な対応策が必要である。

村民をはじめ都民が誇ることのできる小笠原であり続けていけるよう、改めて、小笠原のまちづくりの重要性、必要性を認識し、方向性を明らかにすることが重要である。

小笠原諸島の位置図



(2) 本ガイドラインの役割と位置づけ

小笠原諸島のうち父島及び母島については、都において国土利用計画法に基づく「東京都土地利用計画」、都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく「小笠原諸島振興開発計画」などを策定し、これらを基に小笠原村は、「持続可能な島」を将来像とした「第3次小笠原村総合計画」を策定し、小笠原の地域づくりを進めてきた。

しかし、これら基幹的な計画はあるものの、地区単位や街区単位などでの具体的な土地利用計画やまちづくりの規制誘導策等はなく、それらの策定が待たれているところである。また、最近、良好な景観形成を目的とした景観法が施行されたが、小笠原においても魅力ある自然景観を観光や地域の振興に活用していくことも課題となっている。

このため、小笠原の地域づくりにおいては、都は景観法の策定を契機として、村のまちづくりへの取組を支援、推進するなどの先導的な役割を担い、村は、地域にふさわしい都市計画、土地利用計画等を主体的に策定していくという役割を担うことが必要である。

本ガイドラインは、以上の趣旨を踏まえ、小笠原のまちづくりを都や村が実践していく上での基本的な指針として位置づけ、土地利用、街並み景観の保全・形成などのまちづくりに関する方針、計画、ルール等の策定に資することを目的とするものである。

■ ガイドラインの位置づけ

